大浦作品を鑑賞する市民の会

お詫び・その1
『越中の声』前号を間違って「8号」としたため、何人かの熱心な読者から「7号が送られてきていないが、どうしたのか」という問い合わせがありました。本号を7号にしようかとも考えましたが、それもヘンなので、7号は永久欠番ということになりました。お騒がせしました。

お詫び・その2
特別観覧をしてみませんか、という呼びかけを2月にしました。その際に、特別観覧の申請先である県立近代美術館の住所を書かなかったために、わざわざ調べて出してくださったり、市民の会に手紙を添えて申請書を送ってくださったりいろいろ大変な目にあわせてしまいました。今後もこうしたドジは少なからずあるかと思いますが、無謬の組織ではありませんので、なにとぞかんべんしてください。（頭を深く下げる）批判や意見はぜひどうぞ。

編集前記
■読者の方からの便りで、「話しがポルノ肯定論みたいな方にいってしまい、ついてゆけないので、今回で送付中止にしていただくようお願いいたします」という丁重な購読停止の通知をカンパといっしょに頂いた。ここ何号かの本誌の傾向からこうした気持ちをもった読者が他にもいるかもしれない。「投稿や意見などを寄せて欲しい」と言ってもほとんど反応がないのが現状なので、ネガティブなものであれ、反応があることで読んでもらえていると思う反面、コミュニケイションがうまくとれないことの残念さも残る。もし、ご意見、批判があれば是非書いてください。読者のページだけで2ページくらいは埋めたいとおもうのだけれど。■浅見さんが札幌に行ってしまい、市民の会はこの不景気に労働力（？）不足に悩んでおります。暇な方、天皇が嫌いな方、ゲイジュツ方面に関心のある方、是非ミーティングにおたちよりください。0764-22-7275に電話してください。今後の予定をお教えします。当方、噂ほどカゲキではありません。■今回は、目次なし、です。目次って結構面倒なんですよね。それにたかだか20ページのミニコミに目次でもないでしょう。■次号は4月5月の行動報告をかねてなるべく早く出したい…（T）

■■■■■■■■■■■■BACK ISSUES■■■■■■■■■■■■

No.3
￥200

No.4
￥200

No.5/6
￥400

No.8
￥200

申し込みは、値段に送料（越中の声2、3、4号は72円、5/6号その他パンフは200円）を加えて郵便振替でお願いします。

郵便振替口座・金沢・8-33402　大浦作品を鑑賞する市民の会
問い合わせ・
住所・富山市中央郵便局私書箱97号／電話・0764-22-7275（FAX兼用）

大浦作品を鑑賞する市民の会は、富山県立近代美術館が天皇の肖像を利用し、「不快だ」という理由で非公開としている「遠近を抱えて」（大浦信行作）の公開をもとめて運動している市民運動です。天皇をめぐる表現は、この日本で当然のように検閲に付されてきています。
作品の公開を求めるという点を唯一の合意点とする市民運動ですが、この作品に関わる様々な問題、天皇制、文化、政治などさまざまな問題でも議論してきました。どなたでも参加できます。ミーティングに参加出来る方は会費月1000円です。会の運営はカンパと会費でまかなわれています。カンパに限らず、各地の動きや投稿などみなさんのご協力をお願いします。

奉祝ムードを見過ごせないワケ

――昭和天皇在位６０年の年に何があったか――

天皇制というのは便利な道具である。天皇が死んだ、即位した、息子が結婚する、外国旅行する、といった出来事のたびに、日本中がまるで一様に喜怒哀楽の顔色に横ならびするかのような印象を行政やマスコミは与えたがる。こと天皇や皇族にかかわることになると横ならびが容易に実現するから、国体、植樹祭から博覧会、各種イベントに皇族を招待したり名誉職を与えたりしたがる。そうした横並びと無関係に自由でいたいと思う人びとの些細な行動は、「不快だ」とか「非常識」だとか、はては「非国民」といった死語まで墓場から掘り出しては投げつけられる。「あの人は変り者」みたいに白い目でみられたりということが日常生活で起きてきたりすると、「主義者」ででもないかぎりやっぱりメゲざるをえないだろう。

昭和天皇が下血で倒れ、死ぬまで、延々とつづいた病状報道、そして葬式にともなう歌舞音曲の「自粛」、明仁即位にともなうお祭騒ぎという一連の代替わりの儀礼のなかで、マスコミの良識的な人達や労働組合は、二度とこうした騒ぎを起こさないようにと何度も自戒と反省の弁を述べていたように思うが、実際には、以前にもまして奉祝ムードは定着してしまった。

「遠近を抱えて」が非公開になった８６年も昭和天皇在位６０年の「奉祝」の年だった。その後の代替わりなどの儀礼の派手さに比べると今では「奉祝」の具体的なムードを思い出すことができないほどのものだったが、実際がどうであるかとは別に、こうした「祝い事」は口実として格好の力になることは確かなようだ。「遠近を抱えて」が批判された８６年６月の議会で、「国民が天皇陛下在位６０年をこぞって祝っているときにこうした作品を展示するのはケシカラン」といった形で、在位６０年の「奉祝」を作品非公開のひとつの口実に利用している。私たちには、たかが形式的なお祭りにすぎない、と思えても行政の感覚は違う。「○○周年記念行事」というのがことのほか大好きな行政にとって、こうした議員からの批判は予想以上に効果的なのではなかと思う。

皇太子の結婚なんて誰も本気で祝っているわけではない、ただ反対するようなことでもないし、まあ適当に周りにあわせていればいいや、というのはよく分かる気分だけれども、本気で祝う気がないなら、祝わなければいいのに、なぜ本音が出せないのか、実はそのことの方が問題は大きいのである。「遠近を抱えて」の非公開にしても、県の当局者たちは、誰一人として非公開を積極的に支持し、非公開にすることに意義を見いだしている人はいない。「管理運営上」やむを得ずとか、小川館長が決めたことだからとか、将来いつになるかわからないが時期がくれば公開することもあるかもしれないとか、いずれにせよ不本意を絵に描いたような苦渋に満ちた顔で私たちの同情を誘おうとすることもある。しかし、そうした態度そのものが事実上、非公開を支えている。マスコミの天皇報道の過剰にマスコミ関係者の大方は納得していなくても、現実には過剰な奉祝報道の洪水が引き起こされるのも、まったく同じ仕掛である。「本音は別のところにある」という言い訳はもうよしたほうがいい。現に引き起こされている事実と、その事実をささえている私たちの態度がやはり認めたくないとしても「本音」なのだ。

奉祝ムードという形式は、ひどく軽薄でいい加減にみえるが、実はその結果の積み重ねが上にのべたような不本意という名の「本音」の定着なのである。ことしもまた、この皇太子の結婚がらみで、さまざまな「禁止」の憂き目にあっている人達がいるにちがいないのである。それは、マスコミの記者の人達のなかにもいるだろうし、それ以外にも日常生活や様々な運動の上でもそうした「禁止」に直面している人達がいるはずである。皇室のタブーなんかと全く無関係な文化をもつ外国人の人達への差別もこうした「奉祝」ムードのなかで助長されかねない。それらは、前例として慣習化され、次々にタブーが増殖されてゆく。近代美術館も「遠近を抱えて」問題以降、問題になりそうな作品の購入はひかえてしまっている。

私たちは、こうした時だからこそなおさら声を大にして「遠近を抱えて」を公開すべきである！と叫びたい。いくら作り物の恋愛結婚劇に大衆はシラケていても、お上は儀礼を通じて横並びの「奉祝」を実現し、強制するものなのだから。（小倉利丸）

美術館交渉から「異議申し立て」へ

――皇太子婚約奉祝ムードにめげずにNO CENSORSHIP!――

「遠近を抱えて」の公開運動は、昨年以来、美術館、図書館との交渉といった行政とのやりとりという点では必ずしも、活発ではなかった。とはいえ、「越中の声」の読者の皆さんはご存知のように、市民の会としてはかなりいろんな議論をしてきてはいた。今年にはいって、市民の会では、今年はもう少し行政との交渉をちゃんとやっていこうということで、選んだ方法が「特別観覧」請求運動とでもいうべきもの。（すでにこの点については、簡単に前号で浅見克彦が呼びかけを書いているのでそちらも参照してください）

これは、美術館の倉庫に保管されている作品を特別に見せて貰う制度で、この制度を利用して「遠近を抱えて」の観覧請求をしようというもの。実は、この特別観覧の具体的な呼びかけをすでに今年の二月に百名ほどの皆さんに呼びかけた。本来なら、「越中の声」の読者全員に呼びかけるのが筋なのだけれども、予算の関係もあり、協力していただけそうな方を中心にまずお願いをした。その際に、返信用の葉書を同封し、特別観覧の申請をしたかどうか、また市民の会へのメッセージなどを寄せてもらった。このメッセージは本号に掲載してあります。幸い予想以上の反響があり、こちらの把握した数だけでも二十数名の方が特別観覧を申請してくれた。この全ての方には近代美術館から申請不許可の通知が配達証明で届いているはずである。

この特集では、いままでの経過を整理し、今後の行動について幾つかの問題提起と問題点をまとめることにした。是非みなさんからのご意見をいただきたい。

「特別観覧作戦」の呼びかけ

以下に、「呼びかけ」文を掲載しますが、これにはいくつものムバージョンがあります。ここでは、４月４日に東京で行われた集会「雅子の真実――政略結婚を恋愛結婚といいくるめるメディア天皇制のお粗末」（国家と儀礼

ここはひとつ「特別観覧」で攻めてみませんか

――「遠近を抱えて」検閲・非公開撤回運動のために――

１９８６年に富山県立近代美術館は、自ら買い入れ、一度は公開した作品を、議会等からの批判に屈して非公開とし、現在に至っています。この作品、「遠近を抱えて」（大浦信行作、版画十点連作、内四点を美術館が収蔵）には昭和天皇の写真が、人体の解剖図、入れ墨をした身体、女性のヌード、ダ・ビンチや北斎などの絵画とコラージュして用いられており、このことが県議会で「不快だ」と批判され、非公開を美術館が決定したものです。また、この作品を掲載した図録『86富山の美術』も発売停止となり、県立図書館でもこの図録の閲覧を全面禁止としました。１９９０年３月に図書館の図録はなんとか公開されることになりましたが、公開初日に図録を破り捨てた右翼の神社関係者によって、この公開も無に帰してしまいました。

作品の公開を求める私たち「市民の会」は、いままでも様々な運動に取り組んできましたが、今回、美術館の「特別観覧」制度を利用して、より広範な公開要求運動に取り組むことにしました。

特別観覧制度とは　美術館の倉庫に保管されている作品を職員立会いのもとで見ることのできる制度で、今までも「遠近を抱えて」について何度か「特別観覧」の申請を行いましたがほとんど理由説明もなしに申請不許可とされてきました。今回は、特別観覧の請求をもとに、美術館と直接交渉を行い、さらには行政不服審査法にもとづく「異議申立て」をおこなうなどより立ち入った公開への取り組みにつなげてゆこうと考えています。

特別観覧の申請方法　より多くの皆さんの申請を　特別観覧の申請は誰でもできます。右の用紙に必要事項を書き込み、署名捺印して美術館宛に送ってください。必要事項の書き方はつぎの通りです。

・題名　「遠近を抱えて」
・作者　大浦信行
・点数　４点
・備考　何も書かなくて構いません
・観覧希望日時　美術館に書類が到着すると予想される日から短くても一週間の余裕をみた適当な日時を記入してください。（例えば４月５日に投函するとすれば、４月１３日以降の日付）
・観覧の方法　どれに○をつけても構いません
・観覧の目的　書かなくてもよいですが、「作品の鑑賞」とか適当に
・申請書の最後の備考欄にも何も書かなくて構いません

富山近代美術館の住所　富山市西中野一丁目

なお、申請不許可通知が届くので、住所、氏名は正確に書いてください。日付は西暦で構いません。

「市民の会」にもご一報を　もし、趣旨に賛同して申請書を出していただいた方は、是非その旨を「市民の会」までお知らせください。今後の行動、機関誌の送付などさせていただきます。

今後の行動予定　４月２８日　近代美術館との交渉を予定。東京や関西など遠方からの参加者も予定されています。この機会にぜひ富山へ。事前に連絡あれば宿泊の用意はします。５月連休明けに「異議申し立て」を連名で行う予定。なお、個別に「異議申立て」を行うこともできます（裁判のように費用はかかりません）ので、そのためのマニュアルも作成します。個人での「異議申立て」を大いに歓迎します。

右翼の動き　９０年に図録を破った右翼は、県から器物損壊で告発され、一審、二審とも有罪となり、現在最高裁に上告中です。この裁判で、右翼側は、象徴天皇制を前提としたうえで天皇の象徴的な位置を否定するような作品は「憲法違反」であり、そうした作品を廃棄することには問題はない、という主張を展開しています。二審判決で裁判長は、象徴としての天皇を侮辱するような表現は許されないといった趣旨の発言をするなどかなり問題の多い裁判になっています。右翼側は、裁判の傍聴もほぼ毎回満員か抽選になるだけの人数を動員し、詳細な裁判支援の通信を発行するなどかなり精力的に運動を展開しています。また、９１年に、「遠近を抱えて」問題をふまえて、富山在住の美術作家たちが呼びかけて開催した「表現の自由を考える有志展」に対しても、右翼は妨害工作を働き、一時は会場の使用が不可能になりかけたり、作品の一部撤去が強行されようとするなど、右翼の圧力と行政や表現施設の弱腰が目だっています。

８６年に「遠近を抱えて」が非公開とされた際にも、「昭和天皇在位６０年で県民がこぞって祝意を表しているときにこうした不快な作品を展示するとはなにごとか」といった批判が議会からなされました。皇太子の結婚祝賀ムードは作品公開に明らかにマイナスの条件となっています。自治体や企業がますます「文化政策」に力を入れ始めている現在、天皇へのタブーとの闘いが非常に重要になっています。是非、皆さんのご協力をお願いします。

大浦作品を鑑賞する市民の会　富山市中央郵便局私書箱９７号　TEL:0764-22-7275

研究会主催、日本キリスト教会館）で配布された最新版を掲載します。この呼びかけは、いまでも有効です。

ぜひまたの方は「特別観覧」の申請を！！

本号に特別観覧の申請用紙を入れておきました。ぜひこの用紙を使って出してください。また、この用紙をコピーして、お友達にもすすめてください。

不許可になることがわかっている特別観覧の請求にはどんな意味があるのか？

わたしたちも、これで作品が直ちに公開できるとは考えていません。しかし、特別観覧という非常に限定された観覧ほうほうすら許可できないということであれば、これはかなり問題が大きいといえます。最低限でもこうした方法での観覧を許可するように要求することにはいみがあります。

また、非公開になっている作品にたいして、公開を要求する人びとの声が確実に多数存在するということをアピールすることは重要だと思います。ただ単に公開を要求するということであれば、署名運動でもいいのですが、この特別観覧申請の運動では、行政の不許可に対して私たちがさらに様々な手段で異議申し立てをしてゆけると言う点で、運動としての継続性をもてると考えています。

４月２８日に美術館と交渉します

３月２６日に近代美術館に市民の会のメンバー三人で出かけ、特別観覧不許可について、詳しい話しを聞きたいので、責任ある回答のできる事務局長とか館長との話合いをしたいという申し入れを行いました。そして、こちらから日時の要望として４月２８日の午後ということで申し入れました。対応したのは、掘満総務課長と中本さんという総務課の職員でした。現在のところこの日程について不都合であるとの返事はもらっていませんので、市民の会としてはこの日に美術館とのつっこんだ交渉をしたいと考えています。平日でもあり、誰もが参加できるということではないのですが、ぜひふるって参加してください。なお、遠方の方については、宿泊の便宜ははかれますのので、ぜひどうぞ。

５月連休明けに「異議申し立て」を集団で出すことを計画中

四月の交渉で納得のいく回答が得られるとは思いませんが、この交渉での美術館の言い分などもふまえて、連休明けには県の教育委員会宛に「異議申し立て」を行います。行政不服審査法に基づく「審査請求」という方法もありますが、その前段階として教育委員会への異議申し立てを行おうとおもいます。詳しくは、「異議申し立てをやってみよう」を参照してください。

「異議申し立て」のような行政への不服申し立てもなるべく多くの人が参加したほうが効果があることは言うまでもありません。難しいことではありませんし、切手代以外にお金はかかりませんから、是非やってみてください。

「異議申し立て」棄却となったら「審査請求」だ！！

異議申し立てが棄却された場合、次に「審査請求」という手を使います。これは、上級庁

に対する不服申し立ての方法です。教育委員会の上級庁がどこになるのかについてはいろいろ議論があり、こちらでも調査中です。とりあえず知事宛の審査請求を考えています。この審査請求では、参加人、参考人の申請や口頭での意見陳述、文書でのやり取りなど「異議申し立て」よりもやれることがかなりいろいろあります。こうした方法をフルに活用しようと考えています。これもまた裁判のようにお金はかかりません。

その次は行政訴訟？

最後の手段として行政訴訟があります。裁判で公開を要求するかどうかについて市民の会ではまだはっきりした方針を立てていません。方針がうまく立たない理由は大きくいって二つあります。一つは、裁判にかかる費用や時間などを支え切れるか、という問題です。闘う以上は納得の行く弁護人といっしょにきちんと闘いたいのですが…。もう一つの理由は（これが主たる理由ですが）、最近の司法の判断を見た場合、必ずしも私たちの訴えが通るとは楽観できません。従って敗北した場合を想定するとその影響は計り知れないということです。天皇をめぐる表現は今現在でも大きな制約をこうむっています。それを正当化するような判断はなんとしても避けねばなりません。しかしまた他方で、天皇をめぐる表現について正面から闘わなければ何のための裁判かわからない、ともいえます。天皇を正面に据えれば据えるほど負けたときのリスクは大きいといえます。裁判で勝利するための大前提は、法廷での論争での優劣というよりもむしろ天皇の表現をめぐる世論の動向だろうとおもいます。そのことを考えると、大きな回り道でも天皇を自由に表現し、批判できるような状況を作り出すことなくしては裁判にも勝利できないのでは…と考えます。私たちが、今回の「特別観覧」作戦で行政相手に地味な不服申し立てを行いながらも、６月９日の皇太子の結婚の日に県内の幾つかのグループといっしょに奉祝反対の集会を開くのも、だれもが喜んでいるのではない、ということをはっきりと意志表示する必要があると考えたからです。（6月9日の集会については本号の集会案内記事参照）

「異議申し立て」をやってみよう

ここでは、「異議申し立て」の方法について、説明します。「異議申し立て書」の例をあげておきました。

ひとりでやってみる！？

いままでにも「異議申し立て」を行った経験のある人、あるいははじめてだけれど個人で文章を作ってやってみようという人は是非上の例を参考にトライしてみてください。書類に不備がある場合には、「審尋」という書類で、「判が押してない」とか「××の記載がない」など向こうからクレームをつけてきますから訂正文を送ればよいとおもいます。役所の操る難しい法律や文書に引込み思案になることなく、サービス産業だと思って解らないことはいろいろ尋ねてもよいと思います。もちろん役所に都合の悪いことは教えてくれませんから、その点を念頭に入れてください。ただし、不許可処分から６０日以内に申し立てしなければ

なりませんから、この日付だけは間違わないように。

集団で——市民の会は連休明けに

市民の会では、団体では異議申し立てをしません。というのは、団体の場合、法人としての資格などややこしいことが多すぎるからです。そのかわりに、5月連休明けに、多くの人がまとめて、異議申し立てを出せるようなあるていど整った書式の異議申し遣書たて書を作る準備をしています。市民の会といっしょにやる場合、文書の基本的な文面（特に異議申し立ての理由）はみなさんの意見をできる限り取り入れながらこちらでつくります。ただし、特別観覧申請の日付などはみんなばらばらですし、捺印も必要なので、「異議申し立て書」の送付は各人でしてもらうことになります。

以上の点についての問い合わせは、

市民の会　0764-22-7275/0764-92-7808（小倉）へ。

処分庁　富山県教育委員会　委員長殿

１９９３年■月■日

異議申し立て人　★★★★　印

下記のとおり異議申し立てをする。　（あなたの名前）（ハンコを押すのを忘れずに！！）

記

１．異議申し立て人の住所、氏名（団体名）、年齢

住所★★★★

氏名★★★★

年齢　■■年■■月■■日生まれ　（■■歳）

２．異議申し立てに係る処分

異議申し立て人に対する教育長の■■年■■月■■日の「特別観覧申請」の不許可処分（不許可処分がなされた日付）

３．前項の処分があったことを知った年月日

１９９３年■■月■■日　（不許可処分があなたの手元に届いた日）

４．異議申し立ての趣旨

第二項記載の処分を取り消す決定を求める。

５．異議申し立ての理由（特別観覧を申請した日（わからなければ書かなくてよい））

（１）異議申し立て人は１９９３年■■月■■日、処分庁に対して、富山県立近代美術館の定める制度に基づき、同美術館所蔵の大浦信行作「遠近を抱えて」の特別観覧を請求した。

（２）処分庁は、１９９３年■■月■■日、上記請求に係る「作品」の観覧不許可処分をした。（不許可処分がなされた日）

（３）上記不許可処分の根拠は、不許可通知書に記載されていない。

（４）以下の点で、異議申し立て人は処分庁の特別観覧不許可はあやまった処分であると考える。

（ここに、不許可を不服とする自分の主張を自由に書いてください）

（５）以上のように、本非公開決定処分は、公開を原則とする公共の美術館の運営を逸脱し、特別観覧制度の運用を誤ったものである。よって、その取り消しを求めるため、本異議申し立てを行った。

６．処分庁の教示

処分庁は、知事に対する審査請求についての教示を行っているが、異議申し立てについての教示はなかった。

特別観覧の不許可には、天皇タブー以外には何の理由もない……はずだ

浅見　克彦

ある意味では予想されていたことだが、特別観覧の請求は拒絶された。美術館から届いた「配達証明」をほどこされた文書の中身は、要するに「非公開の作品にしているので許可できない」というものだった。それにしても、あまりに安易である。

大浦信行さんの「遠近を抱えて」が、事実上（実は手続き上の問題がないわけではないのだが）「非公開」になっていることは間違いではない。しかし、「非公開」だから、「特別観覧」もできない？　ちょっと待ってほしい。むしろわれわれは、作品が「非公開」だからこそ、「特別観覧」をさせてほしいと考えたのである（もちろん「非公開」を認めるわけではない）。「特別観覧」とは、作品の公開なのか？　これは、明らかに解釈上の問題となるだろう。しかし、ここには、言葉上の解釈にとどまらない問題がひそんでいる。

美術館が恐らく主張するであろうように、「特別観覧」が作品の「公開」の一種（？）だとしよう（「特別観覧」の制度的趣旨からしてこの解釈は整合的とは思えないが）。その場合、美術館自身が常に根拠として持ち出す、かの「館長見解」が理解できなくなる。問題となるのは、「館長見解」の結論である。小川館長（当時）は、「遠近を抱えて」を「美術資料として保管するにとどめる」と議会で言ったはずだ。美術館の立場に立ったとしても、作品は「資料」として扱われるべきである。それが「資料」である以上、支障のない限り、関心や必要のある人々に

は観覧を許可するのが公的サーヴィスというものである。請求しても誰も見られないものが「資料」といえるだろうか。ここは一つ、美術館に、「遠近を抱えて」の「資料」としての用途について説明していただこうではないか。しかも、美術館側は、これまでの交渉で、美術館関係者さえ見られないということを明言している（総務課長、担当学芸員）。ますますおかしいではないか。「遠近を抱えて」は何のための資料なのか。

もちろん美術館は、事実上、作品が存在している意味をなくそうとしているのであるから、こうした「理屈」は馬の耳に念仏かもしれない。しかし、だとすれば、美術館は、事実上の作品「処分」をしているに等しい。今回の「特別観覧」請求に対する美術館の拒否は、こうしたことを改めて美術館自身のふるまいによって明確にしたといえよう。しかも、そうした態度を取る理由としては、天皇崇拝主義者たちがうるさい、議員がうるさいという、デタラメな天皇タブーしかない、はずである。

４月２８日には、この件についての美術館との話し合いがある。美術館がこの「資料」問題についてどう答えるか、ある種「楽しみ」でもある。しかし、矛盾を自覚し、さらに公的サーヴィス機関としてあるまじき態度を反省して、美術館が「特別観覧」を許可することが一番である。今回は出席できないけれども、参加者の奮闘を祈りたい。

３月２６日にこの交渉を要求して美術館の庶務課長と会談した際、明らかに課長は、多くの「特別観覧」の請求が、事務的負担となっているニュアンスをほのめかしていた。引き続き、もっと請求者を多くしていったら、もしかしたら美術館はパニックに陥るかもしれない。あるいは、何度も何度も年がら年中続けるのも効果的かもしれない。さらに続々と、多くの人が「特別観覧」の請求をしていってほしいと思う。

しかし、「特別観覧」の事務処理を担当する非常勤職員が雇用されて美術館の費出が増えただけでは何にもならない。今回の美術館の処置が、事務的な整合性さえ顧ず、露骨に天皇タブーに屈したものになっていることの重大性を考えて、美術館に対する異議申し立てをしてゆく必要があると思う。また、事情をメディアにも訴えて、公のサーヴィスを捨てて、美術館が事実上の作品抹殺をしていることも社会的に問題化してゆくべきだろう。富山から離れてしまったので、美術館・図書館に足しげく通うことはできないが、工夫をこらした後押しをしてゆきたい。

札幌から富山県立美術館への「愛」をこめて

特別観覧申請者からのメッセージ

市民の会などから「特別観覧」申請運動を百名近くの皆さんに呼びかけ、何人かの方からメッセージも頂きました。市民の会の不手際などへの批判もふくめ、どうもありがとうございました。今後もぜひ、どしどしお手紙をお寄せください。

少し遅くなりましたが、12日金曜日投カンしました。希望日は3月17日にしましたが、もし、許可が出た場合、恐らく観覧できないのですが…（上杉茂・福井県）

観覧希望日は7月31日としました。もし、3月17日にしておいて「見にいらっしゃい」と言われても困るので。7月だったら喜んで休みをとって富山に行きます。
ところで、富山美術館の住所をどこかに書いといてくださった方が親切というものではないでしょうか？（内田彰子・臼杵市）

大浦作品をめぐる厳しい情況のなかでいろいろな工夫が飛び出して運動を展開されている"市民の会"に敬意を表します。"越中の声"を時々読みますが…。最大限の協力を惜しみません。（田中光幸・富山県）

日本が昭和6年から中国へ侵略、15年戦争の残虐極まる行為によってアジア人や民衆3000万人を殺した最高責任者である昭和天皇裕仁を大浦作品はいかに描いているか、その意図を知るために熟視したいというのが私の本音です。きっと作者の本当の心が伝わってくると思うのが観覧の目的です。悪魔を描き切れるとは思われないものの、何とか触れてみたいですね。狙いは何だったんだろうか？（松本直治・富山県）

ちょっと離れたところに住んでおりますので大した応援もできませんが、ニュースは興味深く読ませていただいています。ぜひ一度「遠近を抱えて」鑑賞（！）したいものです。（木村京子・福岡県）

個人的感情からすると作品を見たいとは思いませんが、差別的取扱いは不当であると思いますから、その非をなにがしかの形で示すことは必要と思います。その一つとして特別観覧の申請は出します。が、17日にまとめて、という気にはなりませんので別の日にします。（淡川典子・富山県）

美術館の住所を「書き方について」に載せておいたほうがいいのでは？私は前にやっているのでわかりましたが。（柏木美恵子・東京都）

市民の会と大浦さんの関係（？）は現在どうなっているのでしょうか。表現の自由に関してはともかく、天皇制に関しては、市民の会側としいささかズレが感じられ（私自身も大浦さんと直接の対面がないせいもあり、相当のズレがあると思われて）いますが。表現に関する問題は言うまでもなく、天皇主義的言説は直ちにゴミ箱に「ポイ」するのがまっとうな人間の感覚である。ホントにヤダネ、この国は。（和田伸・埼玉県）

申請書の送付が遅れましたので、観覧の希望期日は3月21日としました。悪しからず。（堀元政仁・富山県）

小さな小さな写真しか見たことがない。ぜひ本物を見て「日本人の常識として不快」になるかどうかを確かめてみたい。
（第二信）「公開しない作品として取り扱っている」というのが、とてもおかしいと思う。次はどう取り組むか、連絡を。（大嶽恵子・愛知県）

美術館目録が蔵書する資料はどのようなものでも利用者の要請があれば開放すべきだと考えています。たとえ差別的なものでもそこからしか議論は出発しないと考えています。（東條文規・香川県）

一応出したことは出しましたが、特別観覧申請書の送付先は是非掲載して欲しかったと思います。しらべるのがめんどうでやらない人けっこういるとおもうんです。（高松久子・東京都）

検証 皇太子婚約報道の「物語」の部分
――朝日の社説を顕微鏡観察――

皇太子の結婚が決定して以降の日本のマスメディアの報道の在り方は、「日本」という国が何を最大のタブーとみなし、どのような「物語」によって自らのアイデンティティを形成しようとしているのかを観察するうえで、非常に興味深いものだ。たとえば、日本で比較的良心的と信じられ、右翼からは左翼がかった新聞(左翼はこうした見解をとらないが)とみられている『朝日新聞』は、皇太子の結婚が報道された翌日はやばやと「皇太子さま、おめでとう」と題する次のような社説を掲げた。

「皇太子さまが、かねてご交際の小和田雅子さんと婚約されることが内定した。平成の時代を迎えた新しい皇室にとって、最大の慶事であり、天皇、皇后両陛下のお喜びはいかばかりかと思う。

ご結婚は皇室の私事とはいえ、憲法の規定により次の「日本国民統合の象徴」となる方であってみれば、私たち国民もかねがね無関心ではいられなかった。

不況の色濃い九三年初頭の重苦しい空気を吹き飛ばす、久しぶりの明るいニュースである。かといって、あまりに大仰な騒ぎ方はしたくはない。率直で、心のこもったお祝いを、お二人に申しあげたい。

今回のご婚約内定で、何よりも時代を感じ、素晴らしいと思うのは、小和田さんが外務省の第一線で働くキャリアウーマンであることだ。

入省して少したったころ、夜中の二時に帰宅したら、お母さんに「今日は早いわね」と言われたという。外交官の父を持ち、外国暮らしが長い点などは、普通の女性とは違うかもしれないが、「仕事を持つのは当然」という考え方は、今の若い女性に共通のものだろう。

お妃(きさき)選びについて、皇太子さまが自分の意思をあくまでも貫かれたのも、多くの人の共感を呼ぶに違いない。

お二人の交際はもう六年余になる。八七年の暮れには、皇太子さまが内々に「結婚したい」との意思を示したといわれ、その後テレビや週刊誌などでも、しばしば話題になった。さまざまな障害を乗り越えて、その思いを果たされたのである。

結婚について皇太子さまは、常々「マイペースで」と話されてきた。弟の秋篠宮さまが三年前に先に結婚されたあとも、そうだった。今から思えば、小和田さんだけを意中に秘め、機が熟するのをじっくりと待たれていたのだ、と理解できる。

この点は、同じようにさまざまな問題に直面しながら、民間からのお妃を迎えられた父君、天皇陛下のご結婚をほうふつとさせるものがある。

思い返せば、ご両親の結婚の時には、国民は熱狂的に歓迎したものだった。

テニスを通して知り合ったごく自然な成り行きのロマンスだったこと、美智子さまの清楚(せいそ)な美しさに、私たちが親しみを感じたからだ。新憲法下で生まれ変わった新しい皇室の姿を名実ともに示す「事件」だった。(以下略)」

ジャーナリズムは、「事実」に基づいた報道を行わねばならないという大前提は、芸能人のゴシップ、スキャンダルの類を扱う場合にも一応のルールである。しかし、皇室報道だけは例外であり、事実は検証されることなく、ステレオタイプとしての皇室の姿にあわせて言説が組み立てられる。たとえば、上の社説には明らかに虚偽がある。皇太子と小和田雅子の交際が六年余になる、というのは事実ではない。昨年の10月まではプロポーズを断り続けていたからだ。87年の皇太子の結婚の意志表示に対して雅子ははっきりと妃候補となることを否定している。ところが、社説の文脈では、こうした両者のすれちがいをあいまいなままにして、「さまざまな障害を乗り越えて、その思いを果たされた」と書かれているために、この「障害」の最大のものが雅子の「拒否」にあると読むには、ある程度の予備知識がなければならず、この文章を素直に読めば、「障害」はこの二人以外の第三者からのもののように読めてしまう。第三者による「障害」は、確かにあった。皇族たちや宮内庁の保守派は、民間の30近くの仕事をもった女性への強い偏見をもっているからだ。しかし、最大の「障害」は、雅子本人の意志にあった。このことをこの社説は隠蔽した。そして、皇太子は小和田雅子ひとりを6年間思い続けた、という物語がここから更につづくわけだが、これも事実に反する。皇太子はこの間何人もの女性と見合をくりかえしていたからだ。それらがいずれもうまくいかなかったために、小和田雅子が再浮上した。この皇太子のエピソードがあたかも天皇と美智子の結婚にまつわるロマンスと似たものであるかのようにこの社説は、天皇の結婚と「ミッチーブーム」を回顧しているが、実は、これもまた、「伝説」であり、実際には美智子も明仁との結婚を嫌がっていた。

日本人は、皇太子と小和田雅子の結婚のいきさつについて、こうした社説の文章が結婚式での披露宴のスピーチや媒酌人の歯の浮くような新郎新婦紹介と瓜二つであることを良く知っている。そして、結婚にはこうした建前としての「物語」がくみたてられ、それが必ずしも事実ではないとしても、それが結婚に至る形を整える流儀であると多くの日本人は割り切っている。だから、新郎がよく知られた「女たらし」であっても、披露宴の祝辞では「新婦一筋に愛をつらぬいた」などと言い、事情を知る友人たちや当の新郎新婦自身からも失笑を買いつつ、そうした建前をつらぬくことで儀式の形ができあがるのである。事情をしらない出席者たちは、友人たちの失笑を好意的な微笑みととるかもしれない。

こうした大衆的な結婚式における儀礼は、浪費とおべんちゃらの無意味な儀式であるのではなく、逆に、こうした儀礼を通過することによって「女たらし」であった過去を清算することになるのである。それは、ある種の「再生」と「あたらしい物語」の出発のきっかけを作る。そして、建前でかたられた事柄がいつしか「事実」として二人の夫婦生活を枠づけてしまう。

皇太子の結婚にまつわる出来事もこれと同じである。小和田雅子がかたくなに結婚を拒否していたことを知っている人びとは今は多いが、一年もたてば、この二人は6年以上も交際しつづけ熱烈な恋愛のすえ結婚したという「物語」がつくられ、二人の結婚を邪魔した悪役に皇族たちや宮内庁の役人が配されるという典型的なメロドラマが作られているにちがいない。現在では皇后美智子が結婚を嫌がっていたなどということを知るものはいないように。

この社説はいくつかの曖昧な言説によって、読者に考える余地をあたえない構成になっている。たとえば、雅子がキャリアウーマンであるということ、そして多くの若い女性が「「仕事を持つのは当然」という考え方」をしているという社説の言説は、仕事を放棄して結婚すべきなのか、仕事をもちながら結婚すべきなのか、あるいは結婚というライフサイクルにこだわらずに生きるべきなのかという結婚と仕事をめぐる女性たちの深刻で重要な議論があることをあいまいにしている。しかもなにも知らないであいまいにしているのではなく、女性の生き方をめぐるさまざまな議論があることを承知の上で議論をあいまいにしているのだ。なぜならば、仕事を持つことを当然としていることには触れてはいても、結婚退職もまた当然と考えているかどうかという肝腎な論点に言及していないからだ。こうした非論理的な言説は、読み手を思考停止させ、論理の脈絡に沿った評価を下すのではなく、この文章全体が形成する「物語」を丸呑みすることを暗黙のうちに要求する。神話やおとぎ話しの言説のスタイルがこうしてマスメディアのジャーナリズムの文章に組み込まれると、この文章によって組み立てられた「物語」は、神話やおとぎ話にではなく、「事実」、あるいは「真実」に転換する。

私が言いたいのは、こうしたメディアの言説が虚偽を言い募り、真実を隠ぺいしているということではないし、メディアが伝えようとしない真実を暴くことによって、天皇制の神話を掘り崩せるということでもない。そうではなくて、真実はこの「物語」によって作られるのである。多くの人々にとって、暴か

れた真実がいかに論理的に思考する知識人たちにとってはかけ替えのない「真理」としてもてはやされるものであったとしても、やはり「物語」を信じるのである。マルクス主義による天皇制批判の長い伝統があり、多くの天皇制についての「科学的批判」と呼ばれてきたものが蓄積されてきた日本で、天皇主義者も権力者たちも、そうしたアカデミズムや知識人の批判的言説には十分な「表現の自由」を与えてきた。しかし、論理に回収できない天皇や天皇制をめぐる批判や揶揄、嘲笑は、非常に些細なことにも目を配る。とりわけ、音楽や美術などの文化的な表現において検閲は厳しい。それは、日本の天皇制が、論理の力によって維持されてきたのではなく、つまり、西欧のモダニズムがもつ権力としての真理の言説によつて支えられてきてのではなく、徹頭徹尾「物語」によって支えられてきたからなのである。しかも、その物語は、天皇自らが語るものがたりではない。それは、マスメディアが「天皇とはこのようにあつかわれるはずの存在である」というコードにそって作り出す物語なのである。天皇自身の言説は、「お言葉」と呼ばれてありがたがられるが、それは政治的権力者としての王の言説や宗教の教祖たちの言説と比べてもおそろしく貧弱である。それは限りなく沈黙に近い。語らないことによって、彼を取り巻く周囲が逆にかれに都合のよい物語を生みだし、天皇はこの周囲が作り出す「物語」を利用して自らの「神」としての位置を再生産する。こうして、彼は決して批判されない位置を獲得する。もし、何か問題が起きるとすれば、それは「物語」の作者たちに責任がある、というわけだ。

こうした「物語」と天皇制の再生産の仕組は、「日本人」というフィクションを共有する人々の間でしか「信じ」ることの不可能なものである。そしてまた、「日本人」というフィクションと天皇制というフィクションは、一時同時の方程式の未知数のように同時決定の要素である。「日本」という国家が近代国家としてのフィクションをこの天皇制と「日本人」というフィクションに依存したことが、この国の文化的な多様性を抑圧する根底にある。アフリカ系アメリカ人とかアジア系アメリカ人が存在したりするようにアジア系日本人やロシア系日本人が存在できないという現実にこのことは現れている。いいかえれば、日本の近代国家は、日本に市民社会とよびうるものを形成しなかったのだ。いやむしろ、市民社会を形成しなかったが故に近代国家として、資本主義としての「発達」を実現したのだ。だから、日本は、あらかじめポストモダニズムが組み込まれたモダニズムとして出発し、こうして欧米のポストモダニズムのブームはいとも容易に欧米を越えた経済成長を実現した「日本」という「物語」への無批判な帰依を生み出す。このポストモダンナショナリズムの中心に据えられているのが天皇をめぐる「物語」なのである。従って、多様な文化の共存は、こうしたステレオタイプな「物語」を不可能にする。それこそが私たちにとって必要なことなのだ。

日本では、マスメディアの奉祝報道、企業の奉祝広告や奉祝商品の販売といった「奉祝ムード」作りがおこなわれる一方で、こうした奉祝一色となることへの反対運動も根強く展開されている。1月19日に、「日本はこれでいいのか市民連合」が50名規模の集会を開いた。4月3日には女性グループが「何がメデタイ皇太子「結婚」！？女たちはこの「結婚」をどうみるか」を開催、4日には天皇制の国家儀礼に対する批判の運動をすすめてきた国家と儀礼研究会が「雅子の真実、自衛隊派兵と戦争の犠牲者を顧みず連呼される「メデタイ」の大合唱に水を差す大集会！？」を開催した。こうした集会への関心は高まりつつあり、4日の集会では150名近くの参加者が5時間におよぶ集会に参加した。皇太子の結婚にかかわるメディアの過剰報道が、自衛隊の海外派兵や天皇の沖縄訪問、強制連行や「従軍慰安婦」への補償問題など、多くの政治的社会的な問題への関心をそらすとともに、「国民」として祝意を表することのできない在日のアジア人や外国人への差別を促す結果となりかねないことに私たちは大きな危惧を抱いている。（小倉利丸・複数の文化に寄稿した文章に加筆しました）

長野国際パフォーマンス・アート・フェスティバル

今年2月24日から四日間、長野で行われたこのフェスティバルは、最近はやりの行政や企業主導のイベントとは違う。「一人一人が自分の人生を持っている。当たり前の事だ。だが地域は荒廃した。地球は荒廃した。精神は荒廃した。だが、芸術には、次のアイディアがある。人間には、次のアイディアがある。」と主催者の一人で富山で何度も公演しているパフォーマンス・アーティスト、霜田誠二は書いている。参加アーティストも、韓国、ポーランド、ハンガリー、ドイツ、カナダ、オランダと欧米に偏らないものになっている。日本からは、九州の風倉匠、主催者の一人霜田誠二。このフェスティバルのカタログには「遠近を抱えて」非公開問題にもふれて市民の会の小倉が「検閲される身体から身体のオートノミーへ」という文章を寄稿している。（500円、市民の会にもあります。問い合わせ、長野市三輪8-56-9、スタジオ3、町田哲也）

『裸眼』１０号

名古屋で出ている美術批評誌『裸眼』が１０号を迎えた。今回は名古屋のフリースペースとでもいえる「八号室」の特集と自由な発表の場が少なくなりつつあることをふまえて「場」の特集をあわせてしている。各地からフリースペースや表現の場についてのレポートが寄せられているが、どこでも自由な表現の場が少なくなりつつある。富山については、藤江民さんが文章を寄せている。（問い合わせ、〒４８４愛知県犬山市大字犬山字富士見町２６、岩田洗心館内、0568-61-4634、500円）

静岡天皇制集会会場取り消し処分高裁判決

ある集まりで原告の一人でもあるMさんの口からじかに画期的な判決が出たという話を聞いて（昨年１２月）以降、その判決文をぜひ読みたいと思いながらも中々手に入らなかったが、つい２、３日前ようやくその判決文を読むことができた。判決文においては、今後大浦作品問題で行政側と争う場合、参考にできる点も多々あるようなのでここに、簡単にその事件の内容と、判決のポイントを紹介しよう。

事件の概要

さて事件は、ちょうどまえの天皇が重体時だということで日本全体が自粛騒ぎになっている時に起きた。８８年１０月、静岡の市民グループが天皇制の論議を深めようとシンポジウムを企画、一度は電話による会場確保で県の公共施設（県婦人会館）を借りることを予約できたものの、シンポジウム直前になって、そのシンポジウムが会館条例第５条二号「管理および運営上支障があるとき」に該当するという理由をあげ、会場使用を不許可とする処分を行った。そこで、この処分の違法性を提起するために市民グループによる県を相手とした損害賠償請求が起こされた。その第二審判決が昨年１２月初めにだされた。今持っているのがその高裁判決である。第一審においても県側の主張が退けられ県に賠償を命じられている。

県側の主張

(1) 天皇の病状悪化に対し関心が高まっていた時期に天皇制反対ないし批判を目的とする集会のための婦人会館使用は設置目的にあわない。

(2) 右翼からの妨害も予測される。

これらの理由が「管理および運営上支障があるときに」に該当し、会場不許可は適法（正当）であるという主張だ。（「管理運営上」・・。大浦作品問題でもでてきましたね）

市民側の主張

大変勉強になるところを簡単に列記しよう。

(1)施設の目的にそった使用の申請であり、具体的かつ正当な理由がない限りその申請を拒むことができない。このことは地方自治法２４４条二項から明らかだ。（２４４条は重要なようだ。）

(2)「管理運営上」などで使用が承認しないことができる場合とは、使用目的が施設の設置目的に反する場合とか、使用方法自体が器物を損傷し騒音を発したり、独占的使用が長期におよび他の使用を妨げるなど、具体的な管理上の支障が明白に生ずる危険のある場合に限定される。（「管理運営上」という問題による行政側の裁量を限定的に解釈し、市民の使用（集会）権を保障確保していく論証の仕方はぜひ参考にしよう。）

高裁判決

(1)憲法２１条と密接に関連する地方自治法の規定（２４４条二項、三項）により、本件条例二項「管理および運営上支障があるときに」をもって会場使用を不承認できる場合とは客観的にみて管理および運営上の支障が生じる蓋然性が合理的に認められる場合においてのみである。管理権者の主観的政策的判断を許すものではない。

(2)本件は現実に妨害活動や混乱の生じる可能性は極めて低かった。

(3)（右翼団体などからの）妨害活動は集会結社・言論の自由に対する不法な実力行使であり、民主主義社会において許容されるべきものでない。*公の施設の管理運営を図る責任者は、そのような妨害活動が予測されるときは、まず、警察に警備を要請するなどの方法により、それを防ぎ処置を構ずべきであり、それをしないまま安易に管理運営上の支障を理由に使用を拒むことは許されない。*

(4)公の施設である以上、一般に使用が可能な部分について、使用予定者の思想、信条や当該集会の意図する目的、内容等によって、使用の許諾を政策的に判断することは許されない。

(5)よって本件処分は違法であり、知事には過失があり原告らにこうむった損害を賠償する責任があるとする市民勝訴の判決がでる。

ながながと判決文の主要点をみてきたが、大浦作品問題と同じく行政側が管理運営上の問題を理由に市民の要求（静岡の場合は会場使用、富山の場合は作品公開・特別観覧請求など）をしりぞけている点に注目したい。裁判にみられるように、その論証のしかたで十分その問題性を追及できるのがわかる。またMさんも画期的だと指摘していた部分（上記、判決(3)下線部分）は大浦作品問題で行政側の頑なまでにとっていた作品公開に対する消極的な態度を改めさせるのに、極めて有効な論拠になるのではなかろうか。

もちろん静岡の場合は集会場所の拒否というように２１条に直接的に抵触することから論理がたてやすかったこともある。しかしながら、大浦作品問題も充分２１条問題として扱うことができる問題であり、今回の裁判においての市民側の主張、あるいは判決の主要部分は大浦問題にもそのまま活かせるのではないかと思う。ぜひ皆さんに一読をすすめたい。（判決文コピーは編集部にあります。）

なお、静岡県は高裁判決がでて数日後に、勝訴の見込なしと判断し、上告を断念、市民側の勝訴が確定している。

シックス・ナインdayは
みんなで映画『幻舟』を観よう！

３月末の定例会に「あほう鳥」社（「障害者」のグループ）の人が来て、６月９日の皇太子結婚式の日に、映画『幻舟』の上映会をしたいのだが、共催又は協賛という形で参加してもらえないだろうかとお誘いを受けました。

市民の会でも１月６日以降、定例会のたびに、結婚式当日は、テレビ、新聞などのマスコミによるたれ流し的な「天皇崇拝」、祝賀ムード一色になるので、「そうしたくない人もいるんだ」という何らかの意志表示をしたいね、と話し合っていたので、すぐ共催で、という形で参加することに決りました。　余談ですが、結婚式が６月９日に決った時、私の職場では、若い人たちは「エー、皇室の初夜ってシックス・ナインなの？」と茶化しまくっていたのに、年配の人たちは「苦労をしょいこむみたいで、何で６月９日なんだろう」という話しでもりあがっていました。

私は『幻舟』という映画は観ていませんが、観た人の話しによると、「舞踊家の花柳幻舟が日本舞踊の家元制度に人々を抑圧する天皇制を見、それを彼女の日常生活や会話、踊りで表現されている」内容だそうです。

私が興味深いと思ったのは、この映画が監督をはじめ５人の英国女性スタッフによって作られたものであるということです。

当日は、フェミニズム、「障害者」、わたしたち市民の会、マスコミなどのそれぞれの立場で、天皇制について話してもらい、討論していく予定です。多くの方の参加を！！

日時　６月９日　１０時から午後４時
上映は二回行います。
場所　県民会館　４０１号室。託児も行います。参加費　１０００円(予定)

問い合わせは「市民の会」0746-22-7275まで。

この夏だけは 読んでも つかれなり

いちのちゃん通信

No.3

いちのの とやまの ふつうの人々日記(オーディナリーピープル)

1月6日

この日は典型的な日本の庶民をやらしてもらった。夜B_4Fと、いわゆる民放のだらな番組を見ていたんだった。その番組というのは途中から見たのでよくはわからないんだけどアメリカ人らしい催眠術師のような人があらかじめタレントに催眠術をかけて音楽を聴かせてそれに合ったある動作をさせておく。そうすると、術が解けていてもその曲が聞こえると自動的に術がかかってしまって、例えばロッキーのテーマ（じゃなかったかもしれない）が、かかると人におそいかかったり、ハーレムノクターンのようなんが聞こえると、女のタレントが服を脱ぎ始めたりするんだった。そういうので盛り上がっていた時、あの有名な8時45分になった。何の前ぶれもなく画面がリアルタイムのスタジオになって、アナウンサーが皇太子の結婚相手がきまったとはなし始めた。それがどうしたと思うまもなくマスコミの異常な興奮ぶりに巻き込まれてしまって、その後は真夜中までつづく特別番組を熱心に全部見てしまった。おとろしい話しです。これも催眠術のようなもんでしょうか。B.Fは、いつの間にか消えていた。

3月12日

大浦作品を鑑賞する市民の会の浅見さんの勤め先が、富山大学から、北海道大学に変わったので札幌に一人で移る事になり、送別会をやった。ケータリングサービス会社・萌のお料理で、やったんですが、今回は、タイ料理だった。やすくてお洒落な、『萌』のご用命は、0764-33-7442です。浅見さんには『単身赴任』という得体の知れない日本酒を餞別にあげたのに、しっかり忘れて帰った。

3月27日

20年以上も住み続けた富山を離れて、絢子が広島に引っ越す日。引っ越しの手伝いは嫌なので、出発の時刻に合わせて行ったのに、まだしたくは終わっていなくて結局働く事になってしまった。絢ちゃん広島に行ったときは泊めて下さい。雪がふらないところはいいなあ。

3月28日

能登半島の先端にある珠洲市は次の原発建設地として、関西電力と北陸電力が土地買収に奔走している所。4月18日の市長選には反原発派の人も立候補しているので、私の家に泊まっていたトキちゃんは応援に出掛けていった。朝6時前に起きて行ったので、私はもちろん眠っていましたが、トキちゃん、ありがとう。

（このミニコミが発行されるころには結果がわかっている。その場合は別ページにお知らせがのります。）

4月3日

映画・マドンナのボディーをみにいった。映画全体としては、ストーリーなどもチャチで、マドンナに興味がないひとにとっては、何にもならんものでしたが、わたしは楽しかったです。ところで、このごろ富山でも一本立てがふえてきたのは困ったもんです。なんか損した気になるんですが、東京あたりの人達はそんなもんだと思っているんでしょうか？ちなみに今シティーハンターとラスト・オブ・モヒカンが封ぎりで、2本立でやっているのですが、東京ではどうなんだろう。

（駐車場でのセックスシーンは痛そうだった（男が））

4月10日

8日に発売になったステレオグラム2（小学館）を買った。買うときはずかしかった。

（だいたいこんな風なもの もうやってみた？）
（1ももっているぞ。）

4月11日

富山祭り。富山市主催でチンドンコンクールや市民参加の仮装行列がある。3年前のこの日には原発反対グループも参加（もちろん市からはけちが付けられたけど）したなぁ。— 今年は家でねていた。

いちのの上流階級料理教室

小和田雅子のプロフィールには、好きな食べ物・ミルクティーとホタテ貝、ワインは興味があるがほとんど飲めない、
得意な料理・鶏のポルト 酒煮込みとふろふき大根となっています。
そこで、今日はこれを作ってみましょう。

（ミルクティー　ホタテ）
（雅子に似てなくてゴメン）

＊鶏のポルト 酒煮込み

材料：にわとり1．5kg程のもの1羽
ポルト 産のワイン1本（安もんはだめだと）
たまねぎ
マッシュルーム
バター　　など。

作り方　にわとりは、裸にし毛とはらわたと頭を取って、バラバラにしておきます。鍋を火にかけてバターをとかし、にわとりを炒める。焦げ目が付いたら、ワインを　どぼどぼいれる。ボトル半分ほどいれてしまう。玉葱とマッシュルームもいれる。煮る。このくらいでいいかなと思ったら小麦粉をにわとりの血で溶いたものを加えてトロミを付ける。たべる。さっきのワインの残りも一緒にいただく。　わりとうまそうですねぇ。

注：このレシピは富山市立図書館で調べて来たものなので、でたらめではありません。

＊ふろふき大根……このメニューは雅子の庶民性をPRするためだと言う事がみえみえなので、作り方もへったくれもないのですが、しいて言えば、材料は大根と水でしょう。雅子ふうにしたい人は大根は切らずに丸のまま茹でると良いでしょう。なんて、それが雅子ふうかというと、単にあたしの主観なのでほとんど根拠はありません。味噌か何か適当にかけてたべましょう。

つづく

憂きせカルタ

喜子

(グァテマラ帯の模様)

あ　曙丸の船会社
役員は 政府の要人名連ねる幽霊会社

せ　世界中が見離したプルトニウムに
日本のみがなぜ固執

さ　30点の志賀原発が 試運転

げ　原発を集める予定の
能登半島は 震源地

し　志賀原発 試運転直後に
2号機発言する北電

い　"いいこと"をするなら
人を殺さずに!! ブッシュ

い　行ってしまえば 何が起きても
やっぱり居すわる PKO

な　何度でも言おう
こんなものいらない
人の上に人つくる 天皇制

ま　雅子さん 一歩下がって 縮まって
失うもののみ 多かりき?

け　血税で留学に○千万、
結婚の儀に○億
どこが 質素?